

2019

暴力団 情勢と対策

全国暴力追放運動推進センター
警察庁組織犯罪対策部

暴力団情勢

平成30年における主な暴力団情勢とその対策

六代目山口組と神戸山口組が依然として対立抗争の状態にある中、神戸山口組を離脱して結成された任侠山口組が、30年3月に指定暴力団として指定され、最大勢力の六代目山口組が27年8月末から短期間で3団体に分裂するなど、暴力団情勢は複雑化しています。また、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる不法行為が、30年においても未だ発生しているほか、神戸山口組と任侠山口組、六代目山口組と任侠山口組の間でそれぞれ傘下組織関係者が絡む事件が発生するなど、分裂した各山口組の動向は、依然として予断を許さない状況にあります。今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、警戒活動や対立抗争等に起因するとみられる事件の検挙を徹底するなどして、事件の続発を防止するとともに、この機会に各団体に対する取締り等を徹底し、その弱体化を図ることとしています。

さらに、近年、工藤會に対する集中的な取締りを徹底してきた福岡県においては、飲食店経営会社役員を刃物で負傷させた事件や建設会社社員らが乗車している車両に対して拳銃を発砲した事件等で、30年中に幹部らを相次いで検挙しています。また、所得税法違反事件で検挙した工藤會総裁らに懲役3年、罰金8,000万円等の有罪判決が福岡地方裁判所において言い渡されたほか、同幹部らによる拳銃使用殺人事件で無期懲役等の刑が確定し、主要幹部を長期にわたり社会隔離するなど、一定の成果がみられています。今後も、工藤會に対する取締りや資金源対策を更に強化するとともに、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対し必要な支援を行っていくこととしています。

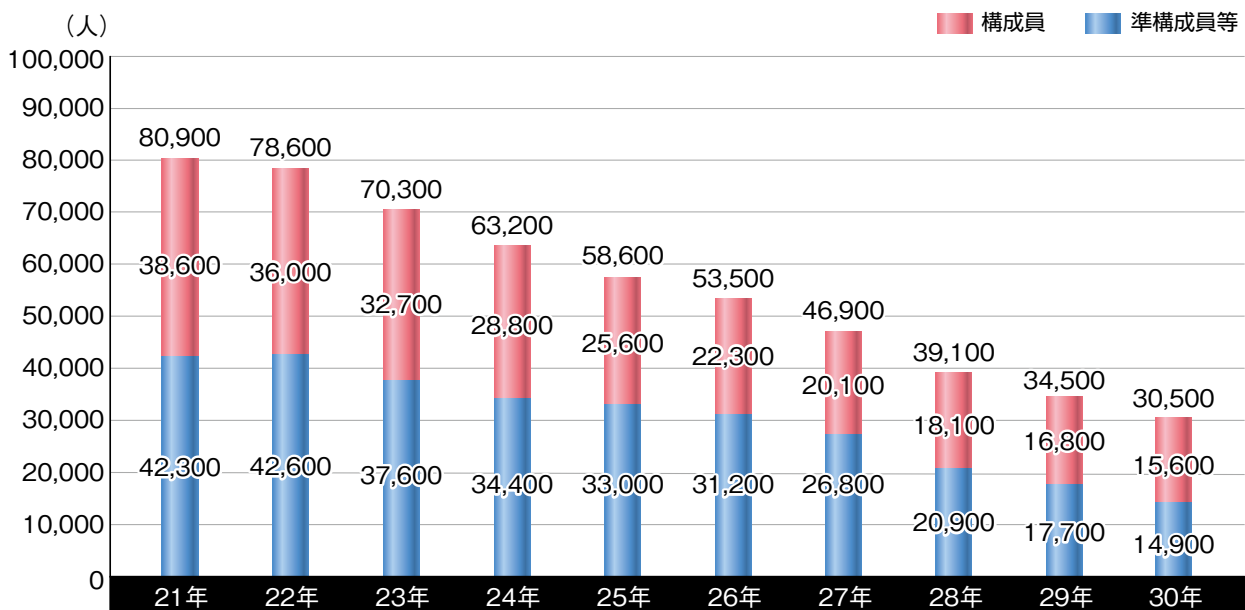
このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の適切な提供と保護対策の強化等に取り組んでいます。

暴力団の勢力

暴力団構成員等の状況

暴力団とは、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」といいます。）第2条第2号）のことをいい、その構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」といいます。）の数^{*}は、平成30年末現在30,500人で、前年と比べ、4,000人減少しました。うち、暴力団構成員の数は15,600人で、前年に比べ1,200人減少し、準構成員等の数は14,900人で、前年に比べ2,800人減少しました。

暴力団構成員等の推移

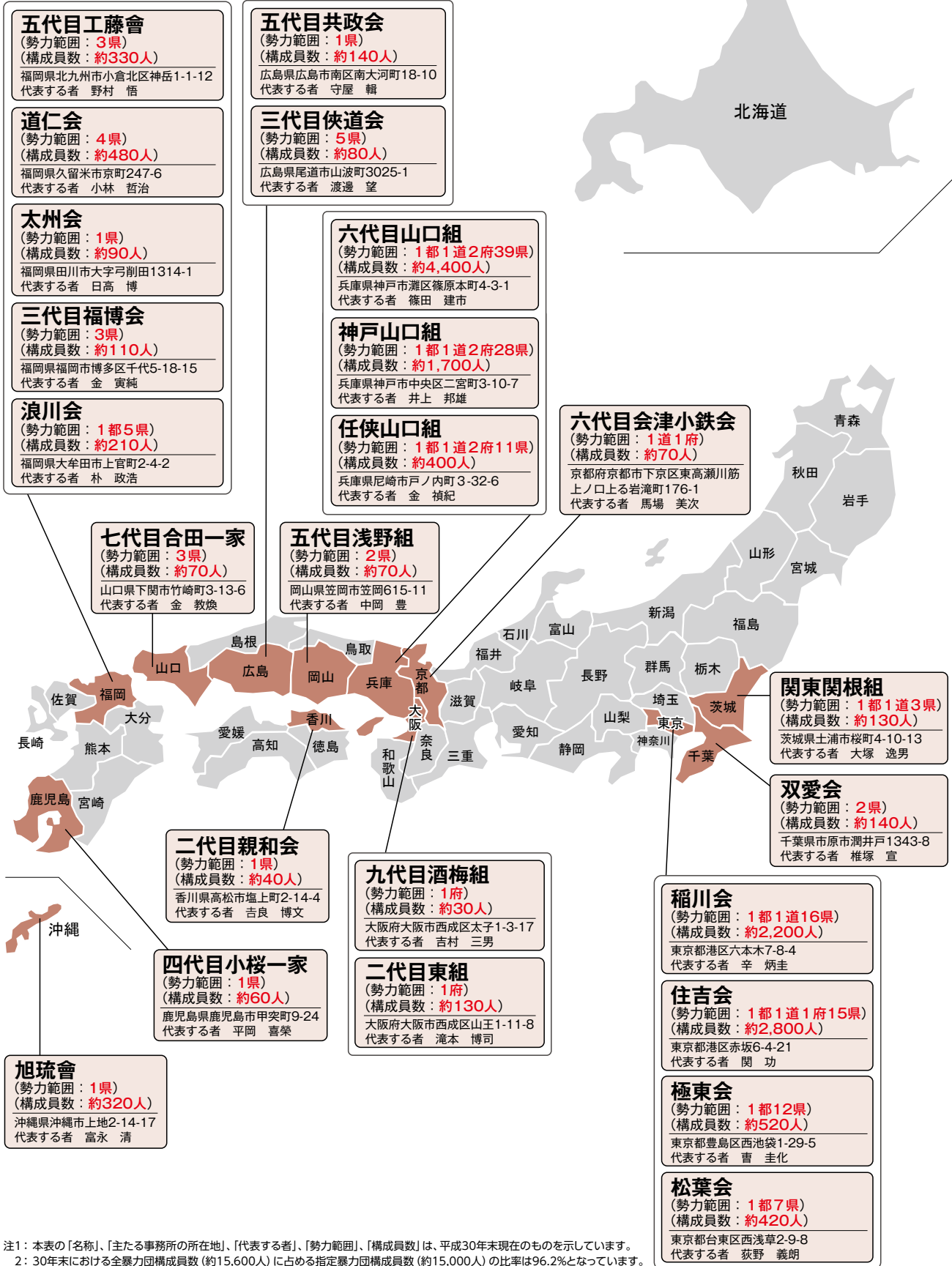


^{*}暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しません。

注：準構成員等とは、暴力団構成員以外の暴力団と関係有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいいます。

指定暴力団の状況

指定暴力団分布図 (24団体)



注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成30年末現在のものを示しています。
 注2：30年末における全暴力団構成員数(約15,600人)に占める指定暴力団構成員数(約15,000人)の比率は96.2%となっています。